

# 山梨県森林土木事業補助金交付要綱

（平成二十九年度改正）



# 山梨県森林土木事業補助金交付要綱

山梨県森林土木事業補助金交付要綱を次のように定める。

## (趣旨)

第一条 知事は、林業生産の基盤整備及び県土の保全を図るため、市町村又は森林組合等（以下「市町村等」という。）が行う森林土木事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号・以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の交付の対象及び補助率)

第二条 補助金の交付の対象となる森林土木事業の範囲及び補助率は別表一に掲げるとおりとする。

## (事業概要の承認)

第三条 この要綱の適用を受けて森林土木事業を実施しようとする市町村等は、あらかじめ事業概要承認申請書（第一号様式、林道改良事業にあつては第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、内容を審査のうえ、その適否を当該申請者に通知するものとする。

## (補助金の交付の申請)

第四条 前条2項の規定により承認を受けた市町村等は、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書（第三号様式）を提出しなければならない。

## (補助金の交付の条件)

第五条 規則第六条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

一、補助事業の経費の配分又は、補助事業の内容について別表三に掲げる重要な変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第四号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

二、補助事業により取得した施設については、善良なる維持管理にあたるとともに、その現況をあきらかにした林道台帳（第五号様式）又は治山台帳（第六号様式）を整備しておくこと。

三、補助事業により取得した施設の用途又は形式を変更しようとすることは、あらかじめ用途（形状）変更承認申請書（第七号様式）により、知事の承認を受けること。

四、補助事業に係る書類及び帳簿を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から十年間保管すること。

2 前項に定めるほか、補助金の交付の条件に関する必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

（状況報告）

第六条 規則第十条に規定する状況報告は、次のとおりとする。

- 一、当該事業の工事に着手したときは、速やかに着手届（第八号様式）を提出すること。
- 二、当該事業の工事の内容を変更したときは、速やかに変更届（第九号様式）を提出すること。
- 三、当該事業の毎月の遂行状況について、進捗状況報告書（第十号様式）を翌月五日までに提出すること。

（完成検査）

第七条 知事は、検査委託申請（第十一号様式）があつたときは、工事の完成検査をすることができる。  
(実績報告書)

第八条 規則第十二条に規定する実績報告書の様式は、第十二号様式とする。

（補助金の交付）

第九条 補助金は、額の確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払により交付することができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書（第十三号様式）を知事に提出しなければならない。  
(書類の提出)

第十条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

#### 附 則

1. この要綱は平成三十年度から適用する。
2. 昭和五十一年度制定
3. 昭和五十二年度改正
4. 昭和五十三年度改正
5. 昭和五十四年度改正
6. 昭和五十五年度改正
7. 昭和五十六年度改正
8. 昭和五十七年度改正
9. 昭和六十年度改正
10. 昭和六十二年度改正
11. 昭和六十三年度改正
12. 平成二年度改正
13. 平成四年度改正
14. 平成九年度改正
15. 平成十年度改正

22. 21. 20. 19. 18. 17. 16.  
平成十二年度改正  
平成十三年度改正  
平成十四年度改正  
平成十八年度改正  
平成二十三年度改正  
平成二十九年度改正  
平成十一年度改正

(別表一)

## 森林土木事業の範囲及び補助率

(林道事業)

森林居住環境事業		森林管理道開設事業		事業名		区分	採択基準等
森林管理道(開設・改良)	林業施設用地整備	森林基幹道(開設・改良)	作業道との接続路ト	林業専用道	森 林 施 業 道		
国庫補助事業の採択基準による。						※補助率は国庫補助率及び県補助率の合計とする。国庫補助の対象額は、事業費(事務雑費、工事雑費、指導監督費を除いたものをいう。以下同じ)とし、県補助の対象額は、工事費(工事雑費を除いたものをいう。以下同じ)とする。国庫補助率と県補助率の内訳は、別表二に掲げるとおりとする。	
事業費の70—100以内。(ただし、山村振興法(昭和四十年法第六十四号)に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化法(平成二年法律第十五号)に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の70—100以内。)	事業費の60—100以内。(ただし、旧高密度林道網整備事業に採択されていた事業は、事業費の65—100以内。(ただし、山村振興法(昭和四十年法第六十四号)に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。))	事業費の70—100以内。(ただし、森林活用基盤整備単独の内開設のみの路線は57.5—100以内。)	事業費の70—100以内。(ただし、山村振興法(昭和四十年法第六十四号)に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。)	国庫補助事業の採択基準による。			

	林道舗装事業	林道改良事業										
その他の林道	幹線林道	その他の林道	幹線林道	融雪施設	林業集落内健康増進広場整備	森林滞在利用施設	I J U ターン者用住宅基盤整備	自然エネルギー利活用施設	林道集落内防災安全施設	森林施設	公共施設	
国庫補助事業の採択基準による。	国庫補助事業の採択基準による。	国庫補助事業の採択基準による。	国庫補助事業の採択基準による。	事業費の50—100以内。(ただし、林業生産流通総合対策事業については、事業費の30—100以内。)	生活関連林道は、事業費の50—100以内。 管理経営林道は、事業費の50—100以内。	生活関連林道は、事業費の50—100以内。 管理経営林道は、事業費の50—100以内。	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の65—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の70—100以内。)(ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の50—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。)	
事業費の50—100以内。(ただし、林業生産流通総合対策事業については、事業費の30—100以内。)	事業費の57.5—100以内。	事業費の50—100以内。	事業費の50—100以内。	事業費の50—100以内。	事業費の50—100以内。	事業費の50—100以内。	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の65—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の70—100以内。)(ただし、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の75—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の50—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。)	事業費の50—100以内。(ただし、森林利用施設整備事業を除く事業のうち、山村振興法（昭和四十年法第六十四号）に基づき、振興山村として指定された区域又は、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）に基づき過疎地域として指定された区域の林道は、事業費の55—100以内。)

小規模林道事業		林道災害関連補助事業 (災害関連補助事業)		林道		林道		林道施設災害復旧事業	
林道開設		その他の林道	奥地幹線林道	その他の林道	奥地幹線林道	その他の林道	奥地幹線林道	昭和二十五年法律第百六十九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による	
□ 現に林種転換、 採択基準以上のも	イ 峰越林道等で、 その直接利用区域 の面積及び蓄積は 僅少であつても、 間接利用区域が、 国庫補助一般林道 の当するもの	(一) 自動車道(巾員三・〇米以上) (二) 軽車道(巾員一・五米以上) (三) 利用区域内の森 (四) 蓄積針葉樹林五十 立方米・広葉樹林十五 立方米・広葉樹林十 ha以上、 前号にかかるる もの以外で次に該 当するもの	昭和二十五年法律第百六十九号農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による	事業費の55—100以上で国で定めた率による。	事業費の50—100以上で国で定めた率による。	事業費の50—100以上で国で定めた率による。	事業費の65—100以上で国で定めた率による。		
		工事費の 30.0— 100以内。 —							



小規模林道事業

林

道

舗

装

るもの  
イ 当該路線の利用  
対象となる区域内  
に、家屋等が五戸  
以下の路線、又は  
公共建物がある路

線 線 口 同じく利用対象  
ハ 急勾配、急カーブの区間、その他  
する区間のある路  
交通安全確保のため、舗装を必要とする区間のある路  
おおむね、十ha以下の農地がある路

工事費の  
30.0  
—  
100以内。

事業名	区分	採択基準等	(治山事業)	
			市町村単位に、次のすべての条件を備えること。	林地崩壊防止事業
災害関連山地 災害危険地区対策事業			(二) 激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの	
		事業費の3—4以内	(二) 人家二戸以上又は、公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの	
			(三) 一箇所の事業費が二百万円以上であること	
			(四) 同一市町村でその事業費の合計額が三百万円以上または前年度の標準税率収入の10%以上のもの	
山地災害危険地区で、次の各号の一に該当すること。 ただし、一箇所の事業費が二百万円をこえ、その年の一月一日から十二月三十一日までの間に係る事業費が一市町村当たり四百万円以上であること。	事業費の70.0—100以内 ただし、人家に半壊以上の被害が発生している場合は75.0—100以内 人家に半壊以上の被害があり、かつ、公共施設に関連する箇所については77.5—100以内		(一) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの	
(二) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいものであること				

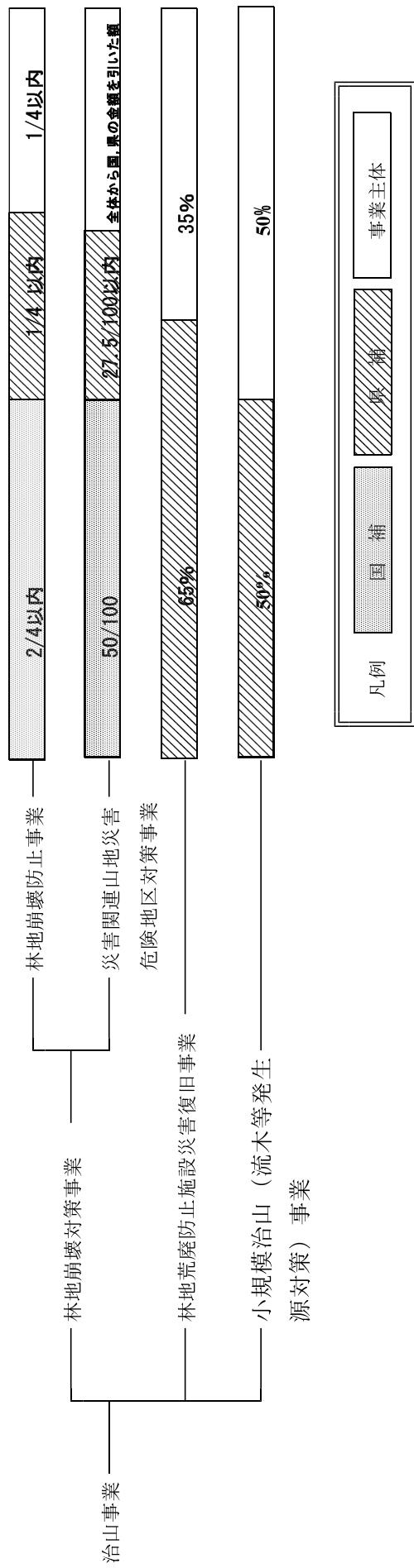
災害復旧事業	林地荒廃防止施設	昭和二十五年法律第百六十九号農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による
小規模治山事業 (流木等発生源対策)事業		
(一) 山地災害危険地区内において、家屋戸未満に被害を与えると認められるものであつて、一箇所の経費が三百万円以上のもの (二) その他、知事が必要と認めるもの	工事費（本工事費、測量試験費）の1／2以内	事業費の6.5／10

別表 2 (1) 林道事業の体系・補助率表

林道事業 補助対象事業	一般	4 5 . 0 %	1 5 . 0 %	4 0 . 0 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	1 5 . 0 %	( 3 . 5 , 0 % )
森林管理道開設事業	一般	4 5 . 0 %	1 5 . 0 %	3 5 . 0 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	( 3 . 0 , 0 % )
作業ボイント	一般	4 5 . 0 %	1 5 . 0 %	4 0 . 0 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	( 3 . 5 , 0 % )
森林基幹道	一般	4 5 . 0 %	1 5 . 0 %	4 0 . 0 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
森林活用基盤整備事業	一般	4 5 . 0 %	1 5 . 0 %	4 0 . 0 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
森林施設用地整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
森林ホイゾン整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
森林整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
公共施設基盤整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
集落基盤整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
公共施設基盤整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
IJUターン石用住宅基盤整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
自然エネルギー利活用施設整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
林道整備内防災安全施設整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
森林利用施設整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
施設環境整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
融雪施設整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
林業集落内健康増進広場整備	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
生活関連	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
管理経営	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
幹線	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
生活関連	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
管理経営	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
その他	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
幹線	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
その他	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
林道改良事業	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
生活関連	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
管理経営	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
幹線	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
その他	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
林道施設災害復旧事業	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
小規模林道事業	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
奥地幹線	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
その他	一般	5 0 . 0 %	7 . 5 %	4 2 . 5 %
	山振過疎	5 0 . 0 %	2 0 . 0 %	3 0 . 0 %
凡例	黒箱	黒箱	黒箱	黒箱
	事業主体	事業主体	事業主体	事業主体

\*以上のようなうち、県補助率が設定してある市町村事業については、平成17年度以降に新規着工する場合は県補助率を一律0.5%とする。

## (2) 治山事業補助体系図 改訂



(別表3)

## 重要な変更の範囲

## (林道事業)

事業名	重要な変更	重要な変更
森林規模管理事業	1. 施行路線の位置及び全幅員の変更 2. 施行延長の30%を超える減少又はその事業費単価の30%を超える増加	
林道規模改事業(林道改良)	1. 施行位置、構造又は全幅員の変更 2. 施行箇所ごとの施工延長の30%を超える減少	
林道規模林舗事業(林道装裝)	施行延長の30%を超える減少又は事業費単価の30%を超える増加	
林道施設災害復旧事業	1. 施行箇所ごとの事業費の変更 2. 施行延長の変更 3. 施行箇所ごとの工種、構造、規格の変更	
林道災害開闢連事業		
森林居住環境整備事業	1. 事業主体の変更 2. 路線又は施設の新設又は廃止 3. 総事業費の30パーセントを越える増減 4. 事業期間の変更 5. 林道整備、集落林道整備、アクセス林道整備又はふれあい林道整備(開設)ごとににおける施行延長の30%を超える減少	

( 治山事業 )

事業名	重要な変更
林地崩壊防止事業	工種の新設又は廃止
災害関連山地災害危険地区対策事業	"
林地荒廃防止施設災害復旧事業	"
小規模治山(流木等発生源対策)事業	"

( 第 1 号 様 式 )

山梨県知事

殿

事 業 概 要 申 請 書

綱 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 申 請 し ま す。

年度に お い て 別 添 事 業 概 要 書 の と お り 事 業 を 実 施 し た い の で 承 認 さ れ た く 山梨県森林土木事業補助金交付要

( 1 ) 事 業 名

( 2 ) 路 線 名

( 3 ) 計 画 箇 所

市 郡 町 字 村 地 内

事 業

市 郡 町 字 村

記

事 業 主 体 名

( ① )

番 年 月 号 日

事業概要書

主なる工種及び数量	
事業施行期間	
概算事業費	
主要保全対象又はは利用積 区域内の森林面積・蓄積	
備考	

(注)林道事業については、主なる工種及び数量欄には巾員及び延長を記入する。  
治山事業については、保全対象の略図及び写真を添付すること。

( 第 2 号 様 式 )

山梨県知事

殿

## 事業概要書 承認申請書

平成〇〇年度において別添事業概要書のとおり事業を実施したいので承認されたく山梨県森林土木事業補助金交付  
要綱第3条第1項の規定により申請します。

記

( 1 ) 事業名  
( 2 ) 路線名  
( 3 ) 計画箇所

幹線林道(生活関連林道)  
林道改良事業  
その他林道(管理経営林道)

(注) 事業区分については、必要なないものを抹消のこと。  
市  
町  
村  
郡

地内  
字  
村

番年  
月  
日  
号

(回)

事業主体名

# 事業概要書

( 第 3 号 様 式 )

山梨県知事

殿

# 補助金交付付申請書

年 月 日 付 第 号 事業概要承認及び補助金内示のあつた事業について下記のとおり実施したい  
ので補助金円を交付されたく関係書類添えて申請します。

記

( 1 ) 事業名  
( 2 ) 路線名  
( 3 ) 施行地

市 郡

町字  
村

事業

番年月日  
印

事業主体名

号日  
番年月日

事 業 計 画 書

事業名	市	町	地 内
施行地	郡	字	村
事業の内容			
施行期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
事業費			
補助金申請額			
市町村負担額			

## 収入

## 支予

## 支予

## 収入

収

支

科 目	金 領 ( 円 )
県補助金	
一般財源	
起債	
寄付金	
その他	
収入の合計	

科 目	金 領 ( 円 )
経費の内訳	

議決年月日  
又は議決見込み年月日

年 月 日

# 実施計画書

事業計画書

(注) 県で定める設計書作成要領による設計書とする。

( 第 4 号 様 式 )

山 犀 県 知 事

殿

事 業 主 体 名

( ① )

変 更 承 請 書

年 月 日 付 け 第  
市 町 宅  
郡 村  
さ れ た く 関 係 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す。  
号 で 補 助 金 交 付 決 定 の あ つ た  
事 業 に つ い て 下 記 の と お り 変 更 し た い の で 承 認  
地 内 の

記

( 1 ) 変 更 理 由

( 注 ) 変 更 設 計 図 書 を 添 付 す る こ と 。

県  
都  
市  
村  
町

年 平成 帳合道林 第5号様式

(注) 1 本表は、林道附帯總括表(第5—2号様式)及び同経過表(第5—3号様式)により転記する。ただし、密度は、各路線ごと、種類及び区分ごとに算出する。

用紙は、B4版とする。

第5—2号様式)

(注) 用紙は、B4版とする。

林道台  
帳

(第5—3号様式)

(注) 用紙はB4版とする。

林道台帳

平面見取図

案引番号	
路線名	

索引番号	
路線名	

林道台帳

平面図

(第5-5号様式)

(注)用紙は、B4版とする

台帳整理番号：

作成年月日：

図面番号：

作成者：

（用途変更等による転用）経過一覧表

県町市道

(注) 1 本表の記載内容は、総括表(第5—2号様式)と一致させること。

用紙は、B4版とする。

表  
引

表括總長延道濟成帳倅道林作

林道管理者名

四百五

- 1 本表は、林道台帳作成区分（平面図S = 1／1, 000以上）について作成する。

2 「総延長」は、林道外延長等を含む当該路線の全延長（通常呼称している延長）をいう。

3 「林道外延長」とは、大規模林道等の場合において道路管理者（土木）施工区间及び道路法第24条協議による農林施工区间などで林道管理しない延長をいう。

4 「実林道延長」とは、林道外延長を除いた延長で林道として管理する実際の林道延長をいう。

5 「うち一定要件」とは、全幅員が4m以上かつ両端が行動に接続する場合（一定要件林道及び一定要件農道を介して接続する場合）をい。なお路線中に4m未満の区間がある場合は、当該区間は4m未満1.8m以上の欄に記載する。

6 「実林道延長」と「幅員別林道延長」の合計は、同一延長とする。

7 「構造物等延長」については、橋長4m以上を記入し、トンネルの場合は、長短に關係なく記入する。また、舗装済には、防塵処理、表面処理（コンクリート路面工など）の舗装は含まない。

8 「合帳作成年月日」は、台帳を作成した年月日を記入する。

9 延長は、整数単位（小数点以下四捨五入）とする。

第3章=別表乙)

表計集長延道林

路線番号 路線名 作成年月日 工事完了年月日

領要記載

1 「図面番号」は、林道台帳の平面図の図面番号を記入する。  
2 「舗装区分」は、アスファルト-A, コンクリート-C, 砂

2 「舗装区分」は、アスファルト-A、コンクリート-C、砂利-Gのうち、該当する区分の略記号を記入する。

## 実延長調査書

路線番号	路線名	作成年月日	工事完了年月日
------	-----	-------	---------

図面番号	種類別区分	舗装区分	鉄道等交差状況	区間長(m)	幅員構成( m )			幅員( m )			備考	
					車道	歩道	歩道所	道路				
								左	右	その他		
合計												

## 記載要領

1 「種類別区分」は、林道ー1、トンネルー2、橋梁ー3、踏切(踏切の延長集計は、林道に含む。)ー4、林道外ー5、のうち、該当する区分の番号を記入する。

2 「鉄道等交差状況」は、平面ー1、路線ー2、誇道ー3、のうち、該当する区分の番号を記入する。

3 「林道敷所有者」は、国有ー1、都道府県有ー2、市町村ー3、その他有ー4、のうち、該当する区分の番号を記入する。

(第5号—別表4)

## 書 調 梁 橋

路線番号	路線名	作成年月日	工事完了年月日
合計			

図面番号	名称	位置 (起点から の距離)	橋長(m) 当該管 理	幅員構成 車 道	歩道	幅員(m) 全 幅	舗装 区分	舗装 種別 ・ 式	建設 年 次	耐荷 重	塗装 年 月	現 況	備考
合計													

## 記載要領

- 1 「名称」は、橋梁(4m以上のものを対象とする。なお、3m未満の橋梁は林道として扱う。)の名称を記入する。なお、名称のない場合は、「無名橋」と記入する。
- 2 「位置」は、大字程度の記入とし、起点からの距離を( )書きする。
- 3 「橋長」は、橋台間のバラベット全面を記入する。

- 4 「種別・型式」は、次の区分により該当する番号を記入する。

種別	型式	番号	種別	型式	番号
コンクリート橋	コンクリート床版橋	1	鋼	鋼アーチ橋	8
	コンクリートアーチ橋	2		鋼ラーメン橋	9
	コンクリートラーメン橋	3		鋼ランガ一橋	10
P C 橋	コンクリート床版橋(又は桁橋)	4		鉄ローゼ橋	11
	コンクリートラーメン橋	5	その他	吊橋(補助材が鋼材)	12
	鋼桁橋	6		石版橋(又は桁橋)	13
鋼	鋼トラス橋	7		石アーチ橋	14

現況
----

- 5 「現況」は、通行制限なし—1、通行制限あり—2、自動車交通不能—3のうち、該当する区分の番号を記入する。

## トンネル調書

路線番号	路線名	作成年月日	工事完了年月日
合計			

図面番号	名称	位 置 (起点からの距離)	橋長 (m)	幅員構成 (m)		全幅	舗装区分	有効高 (m)	内装		排水施設	照明施設	備考
				当該管理	他管理				歩道	車道			
合計													

## 記載要領

- 「名称」は、トンネルの名称を記入する。なお、名称がない場合は、「無名トンネル」と記入する。
- 「延長」は、坑門（入口）から坑門（出口）までの延長を記入する。
- 「有効高」とは、車道端からの鉛直線が壁面又は天井板と交わるまでの高さをいう。なお、片勾配の場合、有効高の低い方をとること。
- 「内装なし」の場合、素掘ー1、吹付ー2、覆工ー3、内装ありの場合、プロック張ー4、ハネル張ー5、タイル張ー6、その他ー7のうち、該当する区分の番号を記入する。
- 「排水施設」は、素掘ー1、U字溝ー2、L字溝ー13のうち、該当する事項の番号を記入する。
- 「照明施設」は、照明确設なしー1、照明施設ありの場合、ナトリウム灯ー2、蛍光灯ー3、水銀灯ー4、その他ー5、各種併用ー6のうち、該当する区分の番号を記入する。

# 書 調 差 交 の と 等 道 鉄

第5号—別表6)

路線番号 路線名 作成年月日 工事完了年月日

（第6号様式）

書 細 細 明 地 土 業 施

【構造図・平面図】

案引番号

治山台帳

図書等

【完成写真】



号 日

月

④

番 年

事業主体名

林道の転用（用途変更）等の承認申請書

治山施設

殿

山梨県知事

年 月 日付 第 号で交付決定のあつた  
治山施設（林道の利用区域内の林地）を下記のとおり転用（用途変更）したいので書類を添えて申請します。

記

- ( 1 ) 位 置 図 ----- 5万分の一
- ( 2 ) 転用（用途変更）の内容及び理由 -----
- ( 3 ) 利用区域図 ----- 5千分の一
- ( 4 ) 転用（用途変更）の実態調査 ----- 別表のとおり
- ( 5 ) 利用区域見取図（コピ一用原紙でB4版とする。）

（注）治山施設の場合には（1）・（2）とする。

表別

書調態実（更変途用）

(第8号様式)

号 番  
月 年

(印)

山梨県知事

殿

事業主体名

届

手

着

年度

市  
町  
村  
郡

事業は

地内の

年 月 日から着手しました。なお、この事業は請負に付しましたので別紙のとおり請負契約書の写しを添付します。

号 日

番 年

印

事業主体名

殿

山梨県知事

届  
更  
変

事業にについて、 年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定のあった  
事業に变更契約したので、山梨県森林土木事業補助金交付要綱第六条第二号の規定により届けます。

(添付書類、工事請負契約書の写し及び変更設計図書)

（第10号様式）

事知県梨山

殿

告報 捜進業事

三

三

までの森林土木事業の進捗を下記のとおり報告します。

四

名體主業事

号 日  
月 年

(第11号様式)

山梨県知事

殿

事業主体名

①

号 日  
番 年 月

検査委託申請書

市 年度 群 町 村  
年度 群 町 村  
地内の  
事業は、  
年 月 日

理由により、山梨県森林土木事業

補助金交付要綱第七条の規定により申請します。

完成したので、

(注)工事完成届けの写し及び完成写真を添付すること。

(第12号様式)

山梨県知事

殿

実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった事業について別紙のとおり実施したのでその実績を報告します。

記

(1) 事業名  
(2) 路線名  
(3) 施行地  
(4) 補助金内訳

事業

市郡

地内

町村字:

交付決定額	既受領額	未受領額
¥	¥	¥

収支精算書

歳入

科 目	予 算 領 ( 円 )	決 算 領 ( 円 )	差 引 増 減 領 ( 円 )	備 考
県補助金				
一般財源				
起債				
寄附金				
その他				
計				

歳出

科 目	予 算 領 ( 円 )	決 算 領 ( 円 )	差 引 増 減 領 ( 円 )	備 考
歳出合計				

(注) 完成写真、工事完成届及び検査調書の写しを添付すること。

(第13号様式)

番号  
年月日

山梨県知事 殿

補助事業者 ㊞

## 概算払請求書

年月日付け 第 号で交付決定のあつた  
金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1. 概算払い請求額 ￥

2. 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算請求 額 ④	備考

3. 概算払い請求の理由

4. 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_

(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別(当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_